

那 こ 教 第 3 5 号
令 和 3 年 4 月 30 日

保護者 様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」指定の延長に伴う対策の実施について (依頼)

【第 52 報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、本県の「まん延防止等重点措置」の指定が延長されたことに伴い、別紙のとおり沖縄県の対処方針 (以下「県対処方針」という。) の変更がありました。

これにより、本市内の就学前教育保育施設の対応については、「第 50 報」及び「第 51 報」を踏まえて、4 月 30 日～5 月 11 日まで下記のとおり取り扱うことといたしましたので、保護者の皆様におかれましては、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、4 月 30 日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1. 各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」について引き続きご協力をお願いいたします。ご家庭での保育が可能な範囲内 (平日に仕事が休みの場合等) で、登園を見合せていただきますようお願いいたします。なお、本件に関して、保育料等の減免措置は対象外となります。
2. 県対処方針において、県外との不要不急の往来の自粛や、本県入域前に PCR 検査による陰性判定を受けること等が示されていることに留意していただきますようお願いいたします。なお、必要があつて、園児及び同居家族が、県外の「まん延防止等重点措置」の指定された地域及び 4 月 25 日以降に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令地域 (以下「当該地域」という) に往来した場合は、渡航期間中は体調管理に留意し、戻られた日の翌日から 2 週間、健康観察等の記録をおこなってください。また、当該地域からの宿泊者がいる場合も健康観察の記録をお願いいたします。健康観察の記録については、同居家族全員が記入する検温シート (様式 3) 及び渡航者等対象用の健康観察シートに記入してください。その場合、帰沖後 2 週間は登園を可能な限り自粛してくださるようお願いいたします。この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

3. 家庭内感染等から園へと感染が増えている現状を受け、家族に発熱症状等がある場合は、園児の登園をお控えください。沖縄県警戒レベル指標が 2 以上の際、検温シートは家族を含めてのご記入をお願いします。
4. 各ご家庭におかれましては、県対処方針のとおり、「不要不急の外出の自粛」を徹底していただくとともに、これまで同様、感染防止の基本である 3 密対策、特に、こまめな換気、マスクの着用及び丁寧な手洗い等の徹底をお願いいたします。
5. 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

本件の担当
那覇市こども教育保育課
電話：861-2113

